

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)
(たる日)

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平林鴻三

◇告示
保険医療機関等の指定
保険薬剤師の登録
解除予定の保安林

林業種苗法による生産事業者の登録のまつ消

林業種苗法による生産事業者の登録

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の認可(六件)

風俗営業等取締法による聴聞

告示

鳥取県告示第百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

鳥取県告示第百十五号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五	昭和五十四年二月六日
西田内科	倉吉市堺町二丁目九六二一三	昭和五十四年二月三日
山本医院	西伯郡名和町大字御来屋七七四	昭和五十四年二月一日
上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四	"
民本歯科医院	鳥取市西町一四〇六一三	昭和五十四年二月十日
財団法人 恵仁会薬局	米子市西町三六一(鳥取大学医学部附属病院内)	昭和五十四年二月二日
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	昭和五十四年二月一日

年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大 谷 祐 子	鳥取第三九二号	昭和五十四年一月二十五日

鳥取県告示第百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大呂字ハセツコ九五五の一、九五七の一、九五九の二、九六〇の一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の生産事業者の登録をまつ消したので、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番号	者生産事業者の氏名	者生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	所在地	登録の年月日
五十七	小谷浅一	日野郡日南町神戸上	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	小谷浅一苗畠	日野郡日南町神戸上	昭和五十三年十一月一日

鳥取県告示第百十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	者生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百十一	小谷勝康	日野郡日南町上石見九〇三	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	小谷浅一苗畠	日野郡日南町
の一番地					

3 昭和54年2月6日火曜日

鳥取県公報

第5023号 (第三種郵便物認可)

鳥取県告示第百二十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
八十	坂本憲治	八頭郡八東町 大字中三一五	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	坂本憲治苗畠	八頭郡八東町 大字中

鳥取県告示第二十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

上北条土地改良区

理 事	徳 田 義 夫	変更前	倉吉市井手畠三〇番地
変更後		倉吉市井手畠八五番地	

鳥取県告示第百二十二号

昭和五十四年一月九日付けで泊村農業協同組合から申請のあつた泊村西地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次の一とおり告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（蒲生地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月三十一日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十四号
青谷町から申請のあつた町営土地改良（河原地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十七号
溝口町から申請のあつた町営土地改良（末錦地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十五号
溝口町から申請のあつた町営土地改良（二部地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十八号
米子市から申請のあつた市営土地改良（青木地区農道補装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十六号
郡家町から申請のあつた町営土地改良（宮谷地区ほ場整備）事業は、土

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第九号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年二月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十四年二月二十二日 午前十一時二十分から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市角盤町四丁目三〇番地 佐 藤 行 範

米子市上後藤二四五番地の二 岩 本 梅 野

米子市旗ヶ崎五六一番地 長谷川 高 義